

令和 8 年度前橋市猟友会新規加入事業補助金交付要項

令和 8 年 4 月 1 日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所農政課有害鳥獣対策係（大胡支所内） 電話 027-225-7105（直通） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp</p>

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	狩猟免許取得者に猟友会加入費用の一部を助成することで、猟友会への加入を促進し、有害鳥獣の捕獲強化を図り、農作物被害を軽減させることを目的とする。
内容	<p>補助対象者</p> <p>この補助金の補助対象者は、次の全てに該当する者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市に住民登録している者 2 狩猟免許取得した者で、この要項の交付目的を達成することが確実であると判断できる者。 3 令和 8 年度に、前橋猟友会、前橋西部猟友会、前橋北部猟友会、前橋東部猟友会又は富士見猟友会のいずれかに新規加入する者 <p>○ 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
交付の対象となる事業及び経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象事業 猟友会新規加入事業 2 対象経費 猟友会加入費用の一部
交付金額	上限 20,000 円（1 名につき）

	交付条件	補助対象者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
交付申請の方法、時期等	交付申請の手続等	<p>令和9年3月15日までに、次の書類により申請してください。 なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です(実績報告、請求も同じです)。 予算の上限に達した場合、年度内であっても補助を終了する場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼誓約書 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) わな猟狩猟免許状の写し又は銃猟狩猟免許状の写し (2) 銃猟狩猟免許状の場合は猟銃所持許可証の写し <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等		交付申請関係書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
実績報告書の提出		<ol style="list-style-type: none"> 1 事業が完了したら速やかに実績報告書を提出してください。なお、実績報告書には猟友会長の証明が必要です。 2 上記により提出された実績報告書の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。
請求の方法、支払時期等		<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金額が確定した後に、補助金交付請求書により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還		<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全額又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他の不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額
様式	申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼誓約書(様式第1号) 2 交付決定通知書(様式第2号) 3 実績報告書(様式第3号) 4 補助金額確定通知書(様式第4号) 5 補助金交付請求書(様式第5号)